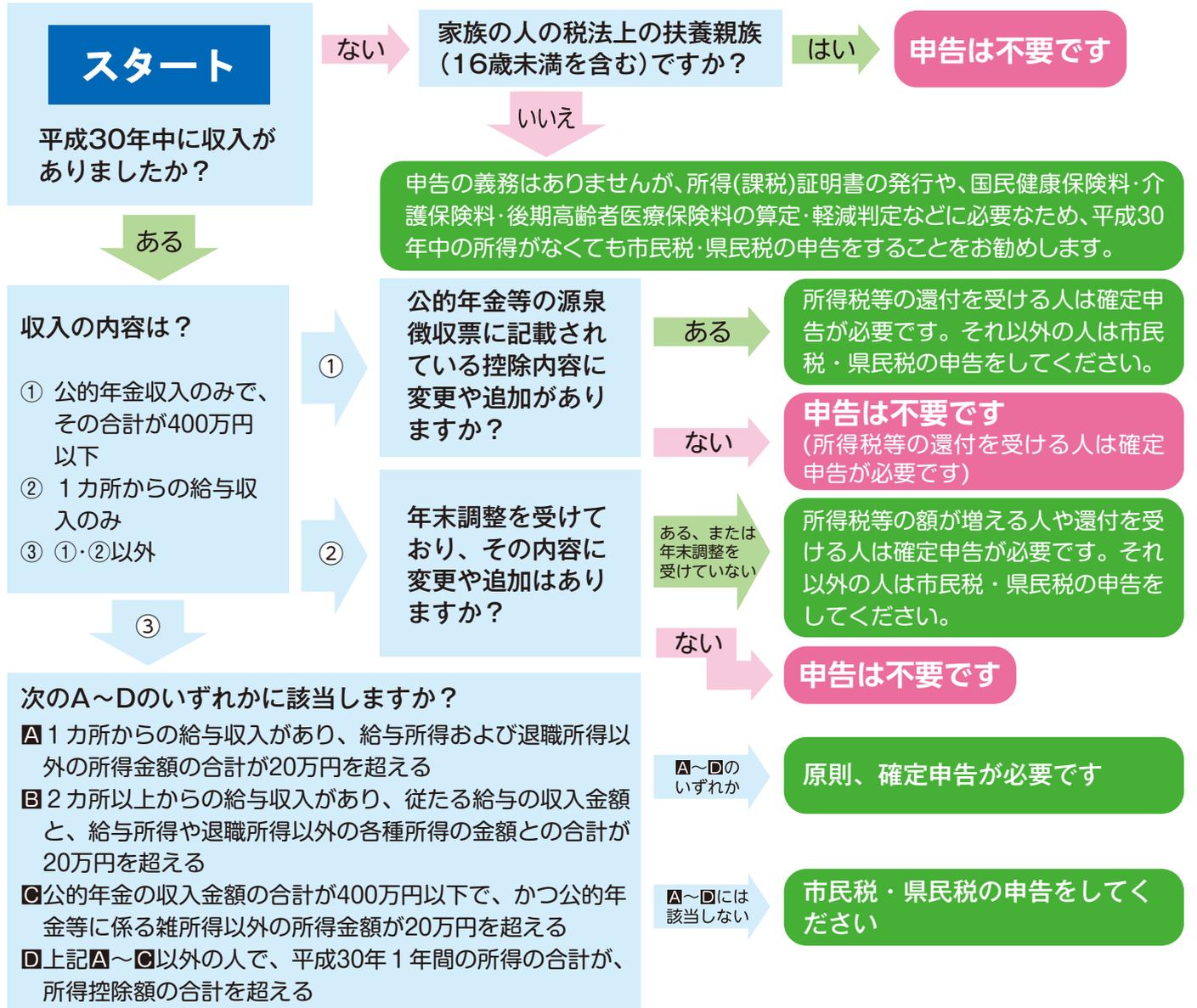


確認してみましょう! 私は申告が **必要?** **不要?** この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。



医療費控除の申告手続きについて

領収書に代わり明細書を添付

従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除に関する明細書」を添付する方式に改められました。これに伴い、医療費控除に関する明細書として、右の記載要件を満たす医療費通知(原本に限る)が利用できるようになりました。なお、平成32(2020)年度個人住民税(平成31(2019)年分所得税)まではこれまでの申告手続きも利用できます。

(注) 津市国民健康保険および三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知(医療費のお知らせ)については利用できますが、津市国民健康保険発行の医療費通知は12月受診分、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知は10~12月受診分が記載されていないため、その分の明細書を作成してください。

記載要件

一定の要件を満たす医療費通知は以下の項目を全て記載したものに限り、

- ①被保険者(またはその被扶養者)の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた人の氏名
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局などの名称
- ⑤被保険者またはその被扶養者が支払った医療費の額(自己負担額)*
- ⑥保険者の名称

*市役所などからの医療費助成金や生命保険会社などの保険金による補てん額がある場合はこれらを医療費通知から差し引いた実際の負担額で申告してください。

